

4月1日から

水道料金・下水道使用料の徴収等の業務を民間委託します

市は、水道事業等の経営の安定と、更に市民の皆さんへのサービス向上を図るために、市職員が行っていた水道料金・下水道使用料の徴収等の業務を4月1日(金)から株式会社日本ウォーターテックスに委託します。

委託後は、市民の皆さんへのサービス内容、手続き方法と手続き場所が変わらず、また料金の支払い等で市民の皆さんに改めて手続きを行っていただくことはありませんので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



委託業務の主な内容

- ◇水道の使用開始、使用中止届出等の受付業務
- ◇水道料金・下水道使用料の収納業務
- ◇料金等に関する問い合わせ
- ◇納入通知書発行業務
- ◇給水停止処分に関する業務
- ◇水道メーターの検針業務
- ◇個別訪問による水道料金等の支払い催促や納入相談業務

営業時間

午前8時45分～午後5時30分
土・日曜日、祝日、12月31日から翌年の1月5日までを除く。

個人情報保護対策

岩見沢市個人情報保護条例に従い、個人情報の取り扱いに対しては慎重に行い、保護対策に万全を期します。

問合せ 市水道部業務課給水営業係

介護保険に関する税の控除のお知らせ

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、おむつ代の医療費控除や障害者控除の税の控除が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【おむつ代の医療費控除】

おむつ代の医療費控除を初めて受けるためには、医師によるおむつ使用証明書の添付が必要になります。2年目からは、要介護認定者で主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市が発行する確認書の添付で医療費控除を受けることができます。

【障害者控除】

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険の要介護認定者である方は、該当年の12月31日現在の状態が、市で定めた一定の控除認定基準の認定を受けると控除の対象となります。なお、要介護認定者が必ずしも控除の対象者になるとは限りません。

問合せ 市高齢・介護室介護保険係